

佐世保市と事業者等との包括連携協定 の締結に関するガイドライン

令和7年8月

Ver 2.0

令和3年1月

佐世保市と事業者等との包括連携協定の締結に関するガイドライン要領

1 ガイドラインについて

近年、社会的責任（CSR）の一環として、自治体との連携を望む事業者等が増えています。また、本市も、第7次総合計画の共通概念として「官民協働の標準化」を掲げており、行政のみならず、事業者等がもつ資源（人材、ノウハウ、資産、ネットワーク等）も有効活用しながら、政策・施策の向上や充実を図ることとしています。

本市が、今後とも社会の活力を維持し持続的な発展を遂げていくためには、地域住民、企業、行政等のあらゆる活動主体が、知恵を出し合いながら、本市の抱える地域課題に取り組んでいかなければなりません。

事業者等のノウハウ等を活かす官民協働の取組のひとつとして、今後、本市では、市と協働で取り組む意欲のある事業者等と「包括連携協定」を締結し、地域の活性化や市民サービスの向上を図るために様々な取組を行ってまいります。

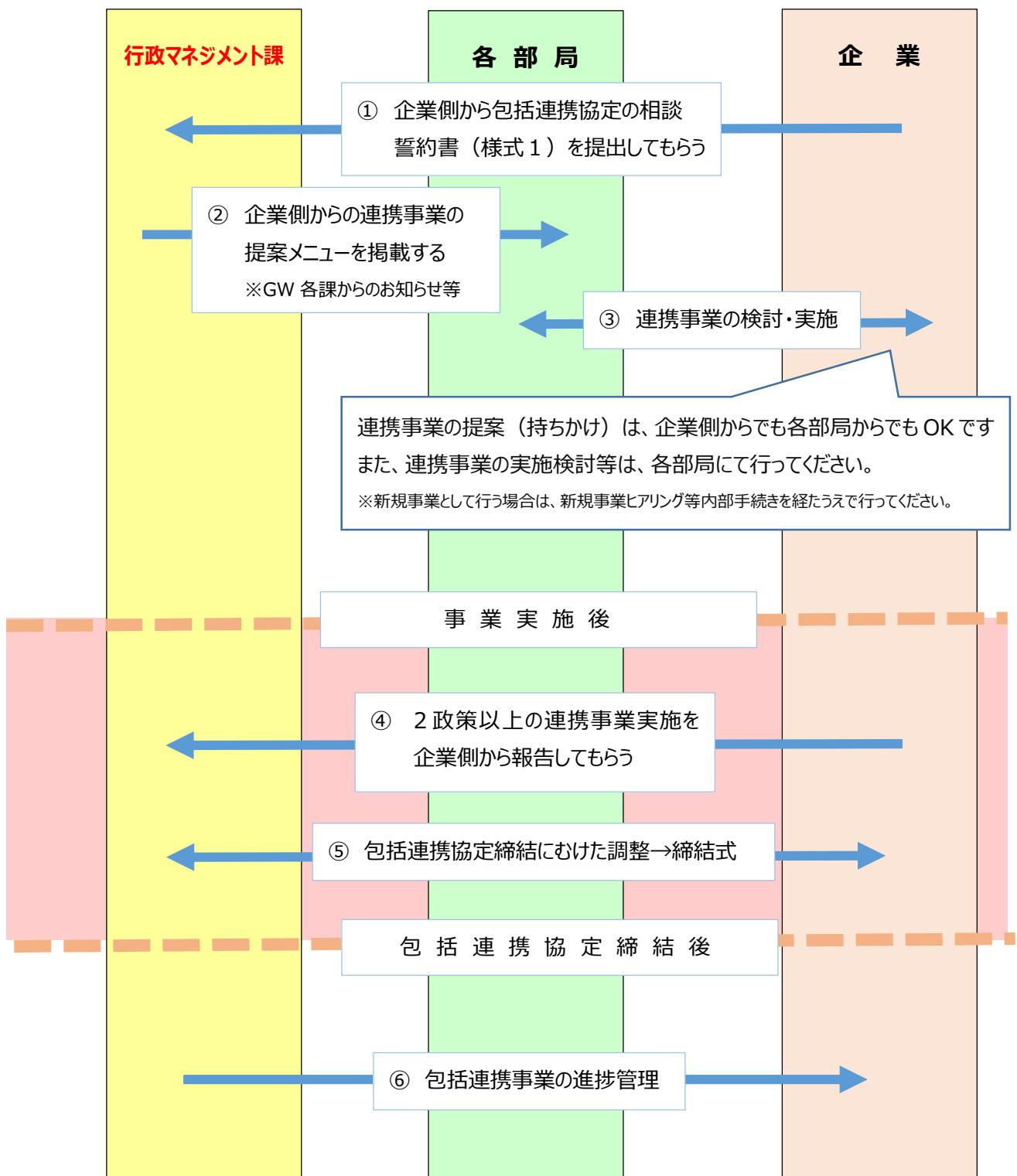
今回、この「包括連携協定」についてガイドラインを策定することで、本市における包括連携協定の基本的な考え方、包括連携協定を締結する際の方針、留意点、事業者等から協定締結の相談、要請があった場合の対応等を整理しています。

2 事業者等から包括連携協定締結の相談があった場合の具体的な対応方法

- ・ 実施の流れは、3ページ参照
- ・ 行政経営改革部行政マネジメント課が、包括連携協定相談の窓口となります。
※1 政策内の連携協定は、当該政策を担当する部局が窓口となります。
- ・ 行政マネジメント課が、ガイドラインに沿って、包括連携協定を締結するか判断します。
- ・ 包括連携協定が形骸化しないために、3年以上本市と連携実績がない事業者に対し、包括連携協定の継続について協議の場を設けること等を定めます（4ページ以降のガイドライン参照）
- ・ **連携事業を実施する際は、各課が窓口となり、事業者等と事業の検討や実施をお願いします。**

※政策とは … 第7次総合計画の政策 = 部局

実施の流れ



佐世保市と事業者等との包括連携協定の締結に関するガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、本市が事業者等と締結する包括連携協定について必要な事項を定め、本市及び事業者等が複数の政策の事業において、双方の資源を有効に活用した協働による取組を推進することで、地域の課題解決を図り、地域社会の発展や市民サービスの向上等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて「事業者等」とは、事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体等をいう。

- 2 このガイドラインにおいて「政策」とは、佐世保市第7次総合計画に掲げる政策をいい、「複数の政策」とは、2政策以上をいう。
- 3 このガイドラインにおいて「連携事業」とは、事業者等が地域の課題解決に向けて自らの申出により行われる反対給付を伴わない役務の提供（実費相当の費用負担を伴うものは含まない。）、物品の貸与その他これらに類する行為として市と協働で実施する事業をいい、「包括連携事業」とは、複数の政策にわたって実施する連携事業をいう。
- 4 このガイドラインにおいて「包括連携協定」とは、包括連携事業の実施にあたって必要な事項を定め、市及び事業者等双方の合意の上で締結する協定をいう。

(事業者等及び連携事業の基準)

第3条 包括連携協定の対象となる事業者等、連携事業の基準は、次の表のとおりとする。

対 象	基 準
事業者等	暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者）又は暴力団員等（佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する者）との関与がないこと。

事業者等の事業内容	(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するものでないこと。 (2) 法律に定めのない医療類似行為に係るものでないこと。 (3) 人権侵害その他法令等に違反するものでないこと。
連携事業	(1) 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするものでないこと。 (2) 政治的又は宗教的目的を有するものでないこと。 (3) 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供するものでないこと。 (4) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるものでないこと。 (5) 地域の課題解決を図り、地域社会の発展や市民サービスの向上等に資すると認められるものであること。

（包括連携協定の締結）

第4条 市は、前条の基準に該当する事業者等（複数の政策にわたる連携事業（包括連携事業）を実施した事業者等に限る。以下同じ。）が希望する場合は、事業者等と事前協議の上、連携事業の内容、協定の条件、有効期間その他必要な事項を明記した書面（以下「包括連携協定書」という。）を作成し、包括連携協定を締結することができる。

2 事業者等は、前項の事前協議に際し、佐世保市との包括連携協定締結にかかる誓約書（様式1）を、市に提出しなければならない。

（公表）

第5条 市は、前条の包括連携協定を締結した場合には、市政記者への情報提供、市ホームページへの掲載その他の適切な方法により、速やかに、その内容を公表するものとする。

2 前条の包括連携協定を締結した事業者等（以下「協定事業者等」）は、市との包括連携協定の締結について、適切な時期及び方法により、その内容を公表することができる。

（協定の有効期間等）

第6条 包括連携協定の有効期間は、締結の日から翌年3月31日まで又は1年間とし、期間満了の1か月前までに申出がない場合には、当該期間の満了の翌日から起算して1年間更新するものとし、以降も同様とする。ただし、市又は協定事業者等に特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 協定事業者等は、包括連携協定の更新を希望する場合は、協定の有効期間の期間満了日までに、市に対し、更新以降の連携事業について提案（更新前の連携事業と変更がない場合を除く。）するものとする。

（協定の解除等）

第7条 市は、協定事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、第4条第1項の規定により締結した包括連携協定を解除することができる。

- (1) 第3条の表に掲げる基準を満たさなくなったとき。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づき、市の入札に参加できない団体に該当したとき。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づき、市から公の施設の指定管理者に係る業務の全部若しくは一部を取り消され、又は当該業務の全部若しくは一部を停止されたとき。
- (4) 佐世保市税の滞納があるとき。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）又はその他倒産等に関する法律に基づくいずれかの手続きについて申立てがなされたとき。
- (6) 包括連携協定に定める連携事業の実施に必要な資格その他許認可等について、監督官庁から取消処分又は停止処分を受けたとき。
- (7) 3年以上、協定事業者等が連携事業を実施していないとき。
- (8) その他市が、協定事業者等に包括連携協定の相手方としてふさわしくない行為があったと認めたとき。

- 2 前項各号（第7号を除く。）の規定は、第4条第1項の規定による事業者等との事前協議の段階においても適用する。この場合において、事業者等が前項各号に該当する場合は、事前協議を中止するものとする。
- 3 市又は協定事業者等は、天災その他いずれの責めにも期さない事由により、連携事業の実施が困難と判断した場合には、包括連携協定の解除を申し出ることができる。ただし、連携事業が天災等の際の実施を目的とする場合を除く。

（実績報告）

第8条 市は、協定事業者等に対し、包括連携協定に基づく連携事業について実績の報告を求めることができる。

（協議）

第9条 協定事業者等は、市に対し次年度以降の連携事業について提案するものとし、3年以上連携事業を未実施の場合、市は、協定事業者等に対し、包括連携協定の継続について協議の場を設けることができる。

- 2 このガイドライン及び包括連携協定書に定めのない事項又はそれらの内容等に疑義が生じた場合には、市及び協定事業者等がその都度協議の上、これを取り決めるものとする。

（補則）

第10条 このガイドラインに定めるもののほか、協定について必要な事項は別に定める。

附 則

このガイドラインは、令和3年1月13日から施行する。

(様式 1)

令和 年 月 日

佐世保市長 様

佐世保市との包括連携協定締結にかかる誓約書

法 人 名 (団 体 名)	
代 表 者 名	
本 社 所 在 地	
ご 担 当 者	(氏名)
	(所属部署・役職)
ご 連 絡 先	TEL
	メールアドレス
・「佐世保市と事業者等との包括連携協定の締結に関するガイドライン」の内容を承諾しました。	<input type="checkbox"/>
・当社及び当社の事業内容並びに提案する連携事業は、「佐世保市と事業者等との包括連携協定の締結に関するガイドライン」の基準（第3条の表）に適合しています。	